

様式1－2 必要書類一覧（令和5年12月31日までの譲渡）

様式1-2	必要書類	主な取引先	備考
①	被相続人の除票住民票の写し ※コピー不可	・川口市役所市民課 ・各支所 ・駅前行政センター ・駅連絡室 など	確認事項 相続発生日（死亡日）、被相続人が相続直前まで対象家屋に居住していたこと ・実際に対象家屋に居住していたものの除票住民票の住所が別の場所になっている場合、実際に対象家屋に居住していたことが分かる代替書類の提出が必要です。 ・被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホームに転居していた場合には、当該被相続人の戸籍の附票の写しも併せて必要です。
②	相続人の住民票の写し ※コピー不可	・相続人がお住まいの市区町村で、住民票の写しを交付している部署 ※市民課、区民課など、各役所で名称は異なります。	確認事項 相続開始直前から家屋の取壊し、除却又は滅失まで、相続人が対象家屋に住んでいなかったこと ・実際には対象家屋に居住していないが住民票の住所が対象家屋の所在地となっている場合、実際の居住地が分かる代替書類の提出が必要です。 ・家屋の取壊し、除却又は滅失以降に取得した住民票の写しが必要です。 ・被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合には、当該相続人の住民票に代えて、戸籍の附票の写しの提出が必要です。 ・相続人が複数いる場合は、全ての相続人の住民票の写しが必要です。（ここでいう相続人とは、実際に対象家屋及びその敷地等を取得した相続人を指します。）
③	売買契約書の写し等	・宅地建物取引業者など	確認事項 家屋をいつ譲渡（引渡）したか（契約者、対象家屋、譲渡日の記載が必要） 【代替可能書類】引渡しの日が記載されている書類（譲渡証明書、念書など） ※売買契約書は、相続人と買主で締結したものがが必要です。
④	家屋の閉鎖事項証明書 ※コピー不可	・法務局	確認事項 家屋の建築年月日及び家屋の取壊し、除却又は滅失日
以下の(i)～(ii)のいずれか 確認事項 相続した家屋が「空き家」の状態となっており、その後、他の用途に使用していないこと			
⑤	(i) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	・電力会社 ・水道局 ・ガス会社 など	確認事項 被相続人の死亡日（相続発生）から家屋の取壊し、除却又は滅失までに使用中止をしていたこと 【例】電気需給契約解約の証明書、水道の使用中止証明書、ガスの閉栓証明書、最終の料金引き落とし日が分かるもの（支払い証明書、料金請求書、領収書など）など
	(ii) 広告	・宅地建物取引業者など	確認事項 宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示していること ・媒介契約を結んだ宅地建物取引業者による広告が行われているものであれば、広告チラシや宅建業者のホームページに記載されている内容を印刷したもので足りる。 ・「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」の表示がない場合には、宅地建物取引業者へのヒアリングにより確認しますので、ご相談ください。（広告自体がない場合は不可。）
	(iii) その他	「被相続人の死亡日（相続発生）から家屋の取壊し、除却又は滅失まで他の用途に供されていないこと」の要件を容易に認めることができる書類 【例】空き家管理を委託している場合の管理受託証など	

様式1－2 必要書類一覧（令和5年12月31日までの譲渡）

			必要書類	主な取引先	備考
⑥			更地の写真	・宅地建物取引業者 ・解体業者 ・ご自身で撮影 など	確認事項 除却後から譲渡までに他の用途に使用されていないこと ・取壊し、除却または滅失の時から譲渡の時までの間の一時点(更地の状態)を撮影してください。 ※提出する写真には 撮影した日付 を記載してください(手書きでも可)。
⑦	(i)	要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類	・介護保険課 ・障害福祉課 など	確認事項 被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人であること 【例】被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し、要介護認定等の決定通知書、市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録など	
	(ii)	入所時の契約書等	・入所施設	確認事項 施設の名称、所在地、施設の種類 【代替可能書類】利用料金の領収書、入所していた施設の記録など	
	以下の(a)～(c)のいずれか 確認事項 入所後、被相続人が対象家屋を一定使用しており、かつ、他の用途に使用していないこと				
	(a)	電気、水道又はガスの契約名義及び使用中止日が確認できる書類	確認事項 被相続人の死亡日(相続発生)から家屋の取壊し、除却又は滅失までに閉栓、使用中止をしていたこと ※施設入居中に使用中止しているものは対象外です。被相続人が亡くなるまでは継続して契約している必要があります。 契約名義(支払人)が被相続人であれば、④(i)の再掲で足ります。		
	(iii)	(b) 外出、外泊等の記録	・入所施設	※外出、外泊時に対象家屋を利用していたことの記録が必要です。	
	(c)	その他	「被相続人が対象家屋を一定使用しおり、かつ、他の用途に使用していないこと」の要件を容易に認めることができる書類 【例】対象家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物など		

※添付書類の詳細につきましては、【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】をご覧ください。

・申請の受付は、住宅政策課の窓口、または、郵送にて承っております。

《住宅政策課窓口》 鳩ヶ谷庁舎4階 （埼玉県川口市三ツ和1-14-3 TEL：048-229-7805）

《郵送先》 〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 住宅政策課 住宅管理促進係宛